

廣田暢久

長州藩編纂事業史（其の二）

三 新裁軍記の編纂

前章において、永田瀬兵衛が享保十一年（一七二六）十一月十一日閱閲録の編纂を終了したことについて述べた。次に瀬兵衛が編纂したものは、「新裁軍記」である。このことは、永田瀬兵衛譜録に次のような記述があることから判明する。

一御軍記諸説区々候間、御什書并御家來中証文等を以是非を正シ、可相改之旨付て、御軍談之旨ニテ参考仕安き

様ニ、一ヶ条充紙を改抜書調置候

旧時記 桂皮円覚書

老翁物語

長尾覚書

森脇覚書

源瀬覚書

後太平記

陰徳太平記

長州藩編纂事業史（其の二）

松井物語 吉田物語

右之外参考之節入用

年記考 五十六冊 閲閲録抜書 六十七冊 贈村山状写 四十一冊 村山亘那状 三十六冊

右のことから分ることは、この「新裁軍記」の編纂の目的が「御軍談相改」であったことである。改訂の理由は

「軍記により異説があるため統一したい」ということであった。そのため底本となる軍記一〇冊、参考文献四組が指定されている。では、本書編纂につき永田瀬兵衛が単独で当ったのであらうか。次の御軍記貼紙により編纂開始年と助授者の氏名を知ることができる。

元文三年十一月十一日左之通御沙汰相成候事

山県庄助

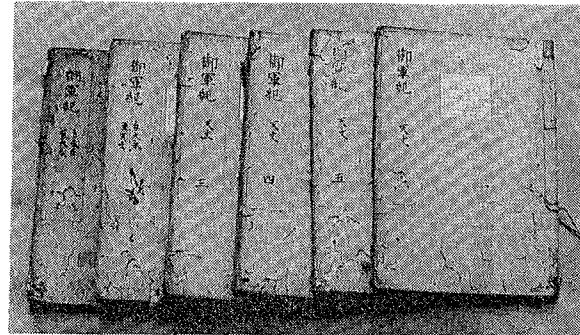
記
御軍記参考被仰付候御軍記参考瀬兵衛申談可相調候、尤小倉彦平・小田村文助・山根七郎左衛門をも被差出候事

永田瀬兵衛

右御軍記参考被仰付候、克御系図之改調置候故、急ニ取附候様難相成由ニて、山県庄助も被仰付候間申談可相調候、尤小倉彦平・小田村文助・山根七郎左衛門をも被差出候事

小田村文助

小倉彦平



山根七郎左衛門

右永田瀬兵衛え被仰付候御軍記参考、瀬兵衛并山県庄助申談可相調候事

のことから永田瀬兵衛に対し、元文三年（一七三八）十一月十一日に、左のようなことが藩主により命ぜられたことが分かる。

- (1) 「御軍記参考」の頭人を命ずる。
- (2) 監修として山県庄助（周南）を命ずる。
- (3) 下役として小田村文助・小倉彦平・山根七郎左衛門を任命する。

従つて、永田瀬兵衛は「閲閱録」の編纂終了後、御系図編纂と御軍記編纂という両役の編纂主任となつていたことが分る。そのうち、御軍記編纂は多くの軍記や参考文献を考証する必要があるため、監修一人と下役三人が加わり、計五人の編纂スタッフで発足することになった。これまで「御軍談相改」「御軍記参考」と文書に記載された呼称で記したが、これは完成後「新裁軍記」^⑤と命名されることであり、以後は「新裁軍記」という名称に統一して述べる。新裁軍記の序文に、瀬兵衛は編纂目的を次のように述べている。

一世ニ毛利の軍記ト称スル者其數多シ、今其書共ヲ檢スルニ、或ハ年月相違、或ハ人代不合、凡姓名稱号合戦ノ事実十二五モ証拠ナシ、其内耳伝ノ正説モ有ヘケレト、多分ハ作者ノ心ニテ人ノ耳目ヲ悦シメ、世ニ行ハシメシ為ニ不足ヲ補ヒ附会シ、覗漏ナキ様ニ杜撰セルナリ、（中略）今此書ハ御家現在御重書証文等、押字手跡等ヲ正シ、支証トシテ謬誤ヲ去テ実説ヲ記スル所ナリ

ここで瀬兵衛が述べていることをまとめると、「毛利家の軍記」というものはその数だけが多いが、その内容をみると年月・人名の間違いが多く、合戦のことともなると約半分は事実と異なる。その上、伝聞にもとづくものであるた

め、その中に少しは正しいと思われるものもあるが、多くは作者が読者におもねり、また評判を高めるために、ありもしないことをみてきたよう書いたものである。（中略）この新裁軍記は、毛利家の重要文書類を参考とし、花押や筆跡などを勘案し、考証を加えて事実のみを記載したものである」と書いている。ここに永田瀬兵衛の歴史家として考証を重視する史観が如実に示されている。ここでは軍記といつても、軍記の内容は毛利元就の実録のことである。

では、瀬兵衛が考証を加えた軍記物につき、どのようにみてみたかを新裁軍記の序文でみてみよう。

(1) 後大平記・西国大平記・続大平記……これらはみな同類書であるため後大平記だけをとりあげ、底本として本書で論評する。残りは論評する必要がない。

(2) 安西軍策……岩国人の著であり、この種本は陰徳記であることが分っているため論評しない。

(3) 関西記 寛文期に浪人者堀江道仙・滝川宗庵・僧銀山等が書いたもので、大坂で出版された。毛利家の軍記と

いうふれこみであるが、あまりにも事実と異なるものであるため、大坂屋敷留守居役井上六郎右衛門就相がこの版権を銀百枚で買いとり焼き捨てた。

(4) 森脇飛驒賞書……吉川家のことはよく知つて書いているが、その他のことは知らない過ぎるので取り上げない。

(5) 桂友円覚書……桂源右衛門元盛が隠退後に執筆したものである。実説であるが見聞範囲が狭い。

(6) 老翁物語……毛利輝元公の晩年頃、内藤河内元栄・岡筑前元良の二老人からの聞き書きに、少々の伝聞書きを大ざっぱに加えたものである。これも実説であるが見聞範囲が狭い。

(7) 長屋覚書……長屋太郎左衛門が執筆したもの。これまた実説であるが見聞範囲が狭い。

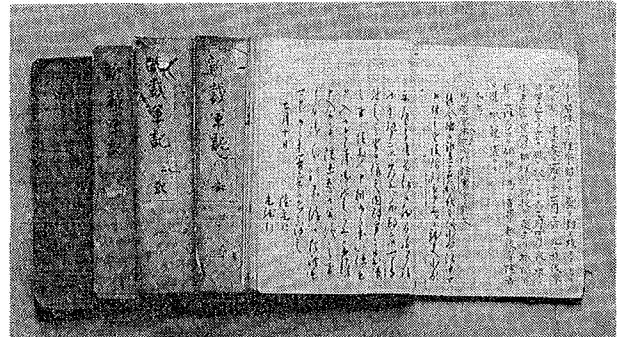
(8) 深瀬覚書……慶安年中に宍戸家の家臣深瀬次郎兵衛忠良が書いたもので、宍戸家の軍功を書き上げたもの。これも実説だが、他のものと同様に見聞範囲が狭い。

- (9) 旧時記……毛利綱広公の命により編纂されたものであるというが、これまでの軍記をとりまとめたもので、考証を加えたものではないため、事実と違う点が多い。
- (10) 吉田物語……元禄年中に杉岡權之助就房が著作したものであり、前書よりも事実について考証を加えたあとがみられる。しかし私著であるため考証に不備があり、内容の多くは安西軍策や陰徳太平記と同じであり、両書を種本として書いたものであろう。
- (11) 隕徳太平記……岩国の香川某の著作である。雑多な軍記を種本として用いているが、本の体裁が実録風に編纂されているため、実録と信じている人が多いこともあり、新裁軍記には異説として記載し論評を加えた。
- (12) 温故私記……最近の人である国重政恒の著書である。この軍記にも多くの俗説を記載しているので、考証の文書類との相違点が多い。政恒は歴史編纂掛として勤務した経験のある人であるから、史的考証を厳密に行うべきだと考えられるが、どうも本書にはそれらしい形跡がみられない。このことは、政恒時代には考証ということが重要視されなかつたためであろう。本書は政恒が老後の閑つぶしに書いたものであり、未完の書物である。このため、論評しないこととする。

右は新裁軍記を編さんするに当り、底本とした軍記類を書き上げ、その軍記の性格について論評を加えたものである。この軍記のうちで、永田瀬兵衛の重視しているところは、(1)誰がどのような立場で書いたものであるか、(2)書かれている事柄が実録（事実）かどうか、という点である。

では新裁軍記はどのような記載方法をとったかを同書の「凡例」をみてまとめて、次のようになる。

(1) 本文と論断（考証）と参考の三者で構成し、本文は漢文体で、論断は片カナ混り文で、参考は原文のママとする。



- (2) 本文として採用したものは軍記のうち、文書類で事実が確認できるものに限った。
- (3) 軍記には記述が見当らないものでも、文書類で考証できるものは本文として採用する。
- (4) 軍記に記載されている実説と考えられるものであっても、文書での考証ができないものは本文とせず、参考として書き上げることにとどめた。
- (5) 家来諸家の家伝や系図等に書かれていることのうち、他の文書で事実の確認のできないものは、参考として書き上げることにとどめ、本文には採用しない。
- (6) 参考には諸軍記の異説を全部記載したが、これは誤謬の説をも紹介するためで、論断で考証して将来への禍根を絶つこととした。
- (7) 参考として収載した軍記のうちであまりにもその文章が長いものは、原文をそのまま載せることはせず要約文とした。
- (8) 論断は編者の史観により、考証文書を考慮して正誤の判断を行った。
- (9) 年月不明の文書については憶測による断定をさけ、ある程度の幅をもつ年代としてそのことを付記した。
- (10) 毛利家蔵文書・家来諸家伝文書につき、考証に関して引用したものは、全文又は必要な箇所だけ参考として収載した。
- (11) 毛利家から家来に発せられた合戦の感状については、全文を収載することは冗長煩瑣のため姓名だけを載せ、その下に武功の内容である槍・高名・太刀討などを註記した。
- (12) 右文書を紛失した者であっても写本を所持している者については、原文書所持者に準ずる取扱いとするが、写本の取扱はあくまでも参考とした。
- 以上が凡例の内容であり、ここで注目すべきことは、本文・論断・参考の取扱いである。本文に取扱われる事項は文書の裏付けのあるものに限定されている。論断は編者の確信を記述するところであり、正誤を判断して事実を論証するところである。参考は読者に客観的判断を与えるための参考史料である。これらは事実のみを編修することにより、毛利元就の「正史」を編纂しようとした永田瀬兵衛の強い意図のあらわれであり、これまでの史書にみられなかった新しい方法であった。
- このことをもとと端的に表現すると、「軍記にはフィクション部分が多くて信用できない。そこで沢山な軍記から実録に近いものを選び出し、その中で『実録』だけを抽出して編纂した。従って新裁軍記こそが毛利家の『正史』である」と永田瀬兵衛は主張しているのである。この永田瀬兵衛の主張は、現代の我々にも共感させる科学的な主張である。ここに歴史家としての考証の原点があるようと思う。
- 右のような編纂方針のもとに作成された新裁軍記は、毛利元就一代の実録である。永正十四年（一五一七）から永禄六年（一五六三）に至る元就の生涯を書き留めているが、さきにも述べたようにこれは元就の「正史」として編纂されたものである。これは毛利家文庫「軍記」の中に四組あるが、紙質・筆蹟から次々に筆写されたものと考えられる。
- では本書はいつ頃完成したものであろうか。同書目録の付箋に次のように書かれている。

御軍記 御軍記トスハ別ニ有之事

小倉彦平
山根七郎左衛門

被仰付出来候事

寛保元五月永田瀬兵衛覚書ニ見ゆ、雑集上ニアリ

これは新裁軍記の完成年月日を記したものであろう。即ち「寛保元年（一七四一）の五月に完成した」と雑集上に永田瀬兵衛が書いている。後に誰か分らないが註記しているのである。従つて命令から完成まで六年の歳月をかけ、五人のスタッフにより全二十冊の本書は出来上った。このうち、十五冊以下には中題に「稿」と書かれていて、付箋がかなりみられるが、この筆蹟は永田瀬兵衛のものと推察される。また、毛利家文庫十四「軍記」として集められている六四点にわたる軍記ものは、この時集められたものを主体とし、後に編纂されたものやその他の参考史料等がつけ加えられたものと考えられる。

- ① 県府旧藩史料六譜錄一八八番の中にある。譜錄は閥閱錄につづき編纂されたもので、家臣団の系図・文書等を集大成したものであるが、これについては後述する。
- ② 毛利家文庫一四軍記二番の史料。御軍記とあるが、新裁軍記と同文である。この一冊目の巻頭に貼紙をしてこのことは記載されている。
- ③ この命名者は誰か確認できないが、毛利家文庫一四軍記

三の史料にはこのような標題が付けられている。完成後永田瀬兵衛が命名したのではないかと思う。

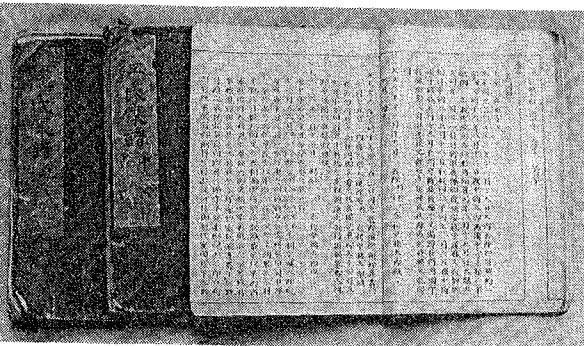
- ④ この杉岡権之助は寛文期御証文の宛名人と同一人である。従つて彼は永田瀬兵衛の前任者であると考えられる。
- ⑤ 本書には凡例という部分はない。しかしここでは、序文の中にある凡例とみられる箇所からという意味で使用した。

四 毛利系図と毛利家文書の編纂

毛利家文庫三公統には二七八点の史料が含まれているが、この史料類にはおしなべて毛利家の系図やその関係書が多い。もともと毛利家は、遠祖音人が平城天皇の第一皇子阿保親王の長子であったとの説により、出自が皇室であったことから公統と自称する。このために、この類の名称が公統と名付けられているが、この史料中に明らかに永田瀬兵衛が作成したと思われる史料が一一点ほどあり、瀬兵衛の関与したものはこの外にも多いと推察される。そこで瀬兵衛の作成した史料をその中から推出すると、左の通りとなる。

- 1 永田ヨリ差出ス御系図（瀬兵衛が寛延年間に作成した奥書きあり）
- 2 江氏家譜 永田政純撰 山県周南校（瀬兵衛が享保九年着手、寛保二年に完成）
- 3 御系図弁疑（表紙に「永田政純自筆草稿」とあり）
- 4 御密書上中下（中に永田瀬兵衛の評あり）
- 5 対御尋之廉註之 享保十六（永田家蔵印があり、瀬兵衛書付の案文）
- 6 隆元公家督相続ニ関スル弁 永田瀬兵衛政純
- 7 御系譜事草稿 永田瀬兵衛政純
- 8 秀元公御養子事（永田瀬兵衛の手録と考えられる）
- 9 御系図御家譜引書 永田政純 宝暦三
- 10 御家譜 永田正純撰 寛保二（2番と同文）
- 11 御家譜考 永田正純手稿 延享二

右の史料の中で、特別に注目すべき史料は2江氏家譜である。この系図決定版ともいえる「江氏家譜」は、いつ編纂命令が下されたのであるか。この家譜の序文によると、瀬兵衛に本書の編纂が命ぜられたのは享保九年（一七二四）であり、瀬兵衛の編纂系図を当時の藩校明倫館学頭であった山県周南が校閲し、寛保二年（一七四二）に本書の完成をみている。



当時の瀬兵衛は、(1)「毛利家譜」という系図特定版の編纂、(2)毛利家全体にかかる系図類の編纂、(3)毛利家文書の編纂事業を同時進行的に手がけていたのである。ここでいう「毛利家文書」の編纂とは、現在防府市にある毛利元敬家にある国的重要文化財に指定されている御仕書集のことである。この文書集は、大正九年（一九二〇）に東京大学史料編纂所から大日本古文書家わけ第八毛利家文書として、四分冊が刊行された。本文書集は一六八巻二幅一冊、一五九三点に達する史料集であるが、史料編纂所から刊行されるものは一五七五点である。この両者の違いは、数え方の相違であるとみてよい。

毛利家文書に収録されている文書の上限は平安時代の安元三年（一一七七）から始まり、下限は藩政時代中期の享保九年（一七二四）に至る年代のものまでが含まれている。この御仕書の特徴は、元就・隆元父子の自筆のものが三〇一通もあることで、戦国期のものが多い。これら文書集の最後に、付録として「寛延二年二月御仕書物目録」という冊子がある。この目録の作

成者は永田瀬兵衛であって、この文面から瀬兵衛がこのよう膨大な文書群を整理分類し、歴代当主・分流の両家（吉川・小早川）・家臣・特定事件別に、巻子や幅物に仕立てたことが分る。また標題から分るように、毛利家文書は寛延二年（一七四九）に編纂が完成したものである。^④

永田瀬兵衛がこの御仕書集を編纂するに当り、もつとも困難を感じたことは、文書の年代推定であったと考えられる。私の数えたところでは、大日本古文書毛利家文書収録の一五七五点のうち、一〇六八点が欠年文書であるから、約三分の二の文書に年号がない。瀬兵衛としてはこれらの文書を整理するためには、どうしてもこれらの文書の推定年代を知る必要があつたし、また差出人や宛名人を推定することが困難であつても必要であつたと考えられる。ここに、瀬兵衛の古今にわたる歴史書研究の出発点があつたと想像される。

毛利家文書のうち、最も多い文書は元就関係文書である。ところが、元就文書はこれら御仕書の中でとりわけ欠年文書が多い。欠年文書の年代を推定しようとすれば、元就の伝記ともいえる軍記を参考とする必要が生ずる。軍記を調べるうち、いかにその内容が文書に記載されている事実とかけ離れたものであるかを、瀬兵衛は痛感したに違ない。この荒唐無稽なことの多い軍記に対する怒りが新裁軍記にこめられ、その序文に「合戦ノ事実十二五モ証拠ナシ・附会・杜撰」ということばとなつたと考えられる。

では永田瀬兵衛は、いつからこの御仕書御用掛となつたのであるか。それは闕聞録の編纂を命ぜられる享保五年よりさらに二年前の、享保三年（一七一八）のことであった。このことについては、次のような記録がある。

（其の一）

御系譜并引書清選

寛保二年成就

永田瀬兵衛

（其の二）

永田瀬兵衛

元文四年ノ記ニ、享保三年戊より御什書其外古実之御用被仰付候、同五年より御家來中所持之御判物撰分其外之御用被仰付

右御什書其外之御用懸り廿二年、又延享四年ノ記ニ、古実御什書等之御用引続三十年^⑥。右の記録によると、藩主吉元は永田瀬兵衛に対し、(1)享保三年(一七一八)に御什書御用掛に任命し、(2)同五年(一七二〇)に家来所持の御判物撰分を命じたことが分る。従つて、享保三年から瀬兵衛は毛利家文書の整理編纂という大事業に着手したのである。この後瀬兵衛の編纂した仕事の中で主要なものはこれまでみてきたように、閥閱錄・新裁軍記などがあるが、これらは毛利家の正当な系図をつくるための補助的な事業であったといえる。こう考えてみると、右の記録の中にみられる「御家來中所持之御判物撰分」とは、具体的には閥閱錄編纂のことであるが、この「撰別」の基準は「毛利系図作成のために役立つ文書」ということが分る。また、この正当系図作成の重要な事業が、毛利家文書の編纂であった。

毛利家文書編纂の完了時は、先に述べたように寛延二年(一七四九)であり、本書の完成で瀬兵衛の生涯をかけた編纂事業は終了した。このあとは系図を作成した時引用した文書類を整理し、記録として残すことであった。「御系図御家譜引書」^⑤という八六点の冊子は、この努力の所産である。この中には六国史をはじめ官選・私選の歴史関係書が網羅されており、瀬兵衛がいかに広く史書を博搜したかを物語っている。

右田毛利家文書の中に、「永田秘錄」^⑦と名付けられた一六二冊の写本がある。この写本の主要なものを紹介すると、六国史・公卿補任・鏡物・公家日記・諸和歌集・元就関係軍記・家臣覚書・諸家文書・家臣家文書・寺社文書な

どである。これは「御系図御家譜引書」に引用される史料と合致する。永田瀬兵衛はこのような史料を援用しながら、諸編纂物を作成したのであった。右田毛利家の当主の一人がこの瀬兵衛の蔵書に注目し、これを借り受けて写本したのが「永田秘錄」であろう。この蔵書は秘められた当時の貴重書であったに違いない。永田瀬兵衛は宝暦四年(一七五四)五月八日八四歳で病死する。

① 毛利家文庫三公統一七・三八・二三三番「江氏家譜」。

は大日本古文書毛利家文書と山口県文化財要録を参考とした。

これは毛利系図の決定版であり、上中下三冊が三セットある。なかでも一七番が善本である。

② 山県考瑞といい、通称少助、周南は弓である。荻生徂徠の古学を学び、藩主吉元に教授する。藩校明倫館の創設者であり、二代学頭となる。

③ 防府毛利家には「毛利家文書」だけではなく、これ以外の文書が二万点ある。毛利家文書を含めて毛利家文庫と区別するため「御蔵文書」と關係者間では呼びならわしている。

④ 毛利家文書は簡単にみることができないため、この記述